

相続税額の加算金額の計算書付表

被相続人

第4表の付表（令和6年1月分以降用）

1 措置法第70条の2の2 第12項第1号（（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税））に規定する管理残額がある場合
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系尊属を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、租税特別措置法第70条の2の2 第12項第1号（（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税））に規定する管理残額（平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限ります。）で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
（注） 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 （第1表⑨又は第1表⑩の金額）	①	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額 （裏面の「2」参照）	②	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 （第1表①+第1表②）	③				
債務及び葬式費用の金額 （第1表③）	④				
③-④（赤字のときは0）	⑤				
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 （第1表⑤）	⑥				
加算の対象とならない相続税額 ①× $\frac{\text{②}}{\text{⑤+⑥}}$ （①を超える場合には、①を上限とします。）	⑦	円	円	円	円

（注） 「加算の対象となる人の氏名」欄には、相続や遺贈により取得した財産のうちに相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額（平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限ります。）がある人の氏名を記載します。

2 措置法第70条の2の3 第12項第2号（（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税））に規定する管理残額がある場合
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系尊属を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、租税特別措置法第70条の2の3 第12項第2号（（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税））に規定する管理残額（令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限ります。）で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
（注） 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 （第1表⑨又は第1表⑩の金額）	⑧	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額 （裏面の「3」参照）	⑨	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 （第1表①+第1表②）	⑩				
債務及び葬式費用の金額 （第1表③）	⑪				
⑩-⑪（赤字のときは0）	⑫				
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 （第1表⑤）	⑬				
加算の対象とならない相続税額 ⑧× $\frac{\text{⑨}}{\text{⑫+⑬}}$ （⑧を超える場合には、⑧を上限とします。）	⑭	円	円	円	円

（注） 「加算の対象となる人の氏名」欄には、相続や遺贈により取得した財産のうちに相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額（令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限ります。）がある人の氏名を記載します。

3 教育資金管理残額及び結婚・子育て資金管理残額に係る加算の対象とならない相続税額の合計額

加算の対象となる人の氏名					
教育資金管理残額及び結婚・子育て資金管理残額に係る加算の対象とならない相続税額の合計額（⑦+⑭）	⑮	円	円	円	円

（注） ⑮の金額を第4表のその人の⑤欄に転記します。

〔記入に当たっての留意事項〕

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

- 1 この表における「教育資金の非課税」とは、租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定による非課税措置を、「結婚・子育て資金の非課税」とは、租税特別措置法第70条の2の3第1項の規定による非課税措置をいいます。
- 2 「② 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額」は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次の算式により計算します。

- (1) 令和5年4月1日以後に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の適用を受けている場合

(算式)

$$A - \left(A \times \frac{C}{B + C} \right)$$

- (2) 令和5年3月31日以前に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の適用を受けている場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）

(算式)

$$A \times \frac{B}{B + C}$$

※ 上記算式中の「A」、「B」及び「C」は、それぞれ次によります。

A＝租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号に規定する管理残額（取扱金融機関の営業所等にご確認ください。）

B＝被相続人から平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をした信託受益権又は金銭等（その被相続人の死亡前3年以内に取得をしたものに限ります。）のうち、「教育資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

C＝被相続人から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「教育資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

- 3 「⑨ 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額」は、次の算式により計算します。

(算式)

$$D \times \frac{E}{E + F}$$

※ 上記算式中の「D」、「E」及び「F」は、それぞれ次によります。

D＝租税特別措置法第70条の2の3第12項第2号に規定する管理残額（取扱金融機関の営業所等にご確認ください。）

E＝被相続人から令和3年3月31日以前に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

F＝被相続人から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額